

2025（令和 7）年度 社会福祉法人共働福社会 事業計画

◎はじめに

○経営理念より

共働福社会は 2005 年 12 月に社会福祉法人としての認可を受け、今年 2025 年度は創立 20 年の節目を迎える。これまで少しずつではあるが、事業規模を拡大しながら各部門に課せられた責務と向き合ってきた。今年度は今までに蓄積してきた知識や経験をさらに展開していくためにも、経営理念の中から「共に学ぶ」に力を注いでいきたい。職員としての学びはもちろんのこと、『共に』にあるように、対人援助専門職としてご利用者をはじめ、ご家族、関係者、専門家など幅広い方々より教えを被ることにより、個の力を向上させ、それを事業所内、法人内外に拡大していく。そして「学び」と「教え」を循環させることにより、最終的には法人力のアップにつなげていくようにする。

職員の学びとして研修への参加が挙げられるが、今までは所属している各種団体からの案内を受けて計画的に参加することがほとんどであった。今年はそれに加えて更なる専門性の向上を目指していく。専門性といっても福祉はもとより、法人運営、健康面、レクレーション、ICT 化、それ以外にも様々なことが挙げられる。個々の意欲を大切にして、学び得たことを利用者支援、法人運営などにおいて発揮できるようすすめていく。

そうした中、着実な事業運営に向けての取り組みとして、ご利用者の安定的なサービス利用による収入確保、及び支出管理により収益力の向上を図り、将来の事業展開、設備の更新に関する財源を確保していく。

2025 年度重点的に実施する計画について、経営方針に基づいて掲げていく。

◎経営方針より

○ご利用者とともに

2024 年度は「呼称」について重点的に取り組んできた。2025 年度は、普遍的な考え「人が幸せに生きる権利を大切にする」を職員全員が意識して支援を行う。これは今まで遵守事項として取り組んできたことを更に掘り下げ、セルフチェック、また同僚からのチェックを実施することにより信頼度の向上を図っていくものである。

また諸問題に対しては、提案と改善の繰り返しによってサービスの質を高めていくことにより、安心が確保された中で「通いたい」「暮らしてよかった」と思っていただけよう努めていく。そして書面また SNS を活用して共働福社会の活動について家族をはじめ関係者に発信し、どのようなことをしているのか、何を伝えたいのかが明

確に伝わるように取り組んでいく。

○活気ある職場

新卒者の職員採用活動は 2019 年度から本格的にスタートし、その翌年から途切れることなく雇用している。2025 年 4 月時点の職員（正規雇用）の年齢層別では 20 代が 40%を超えており、平均年齢は 36 歳と若さあふれる職場である。今後若い世代が活躍していくためには中堅層以上からの教えが必須であるため、そのクラスが上述の学びに力を入れて実力を発揮しあこがれの存在となることによって、さらに向上したいと思える職場をつくっていく。

また近年こちらも重要課題となっている業務の ICT 化にも取り組んでいく。効率化という意味合いだけでなく、それが魅力ある職場にむすびつくように工夫する必要がある。また時代に見合った規程の変更も求められる。

もう一つ、柔軟性のある福祉職員の形成のために、一つの部署にとどまるのではなく異動による他の事業所、事業の経験が積めるようにする。中長期的な取り組みにはなるが、これより個々の知識の向上、対応力の強化ならびに組織の活性化を図っていく。

○未来志向の経営

法人における業務執行の決定機関である理事会、そして法人運営を監督する評議員会において、忌憚のない意見が寄せられる環境づくりに努める。そのために各種行事などへの出席を求めて、普段からご利用者とふれあい、また職員とも会話がはずむ距離の近い関係を築いた上で役員会などにおいて審議をすすめていく。

○地域と共に

地域と楽しむことは各種行事の開催によって意識的にできている。よってその継続はもちろん、今後は地域にしっかりと目を向ける必要がある。地域課題の解決に向けての取り組みは社会福祉法人の責務であり、私たちは地域の人々、学校、企業、各種機関に育てていただいた分、今後は地域に頼られ、期待され、それに応えられる法人に成長できるよう努めていかなければならない。

◎各拠点のとりくみ

○久松共働センター

「アート活動」「自主製品づくり・請負業務の展開」等々事業を問わず斬新なアイデアを形にしてきた就労継続支援 B 型、生活介護両事業では、更に新しい活動が期待できる。職員がご利用者と一緒に知恵を出し合い、それぞれが任せられた役割を果たし、

成果をしっかりと発信していく。このことは利用者の「できる」という自信につながっていくものであり大切にしていきたい。

児童部門は、放課後等デイサービス サニーぷれいすでは特別支援学校の子どもたちが終業後、さらにもう一か所集える場があり、その中で利用目的に応じた活動を集団または個々において継続していく。就学前の児童発達支援事業は、家庭も含めた様々な事情を踏まえた上で課題をしっかりととらえ、安心できる空間、活動を提供していく。

○福山共働センター

2025 年 2 月に竣工した新館が本格稼働する。グループでの作業や活動、個を望む方の居場所、工夫次第でいずれにも対応できるこの空間を十分に活用して、福山共働センターの魅力を作り上げアピールしていく。またこの機会に既存の業務、作業、活動プログラムを精査して新たな形を作り上げることも求められるところである。

生活介護事業については、今年度より定員を 4 名増の 14 名とする。そして次年度 2026 年当初に 17 名、2027 年当初には 20 名まで増枠し充実を図っていく。集いの場を大切にし、また見学や実習も今以上に快く受け入れられるように環境、人員共に整備していく。

○グループホーム宇宙

昨年秋ごろからご家庭の事情によって入居希望の声が複数聞かれるようになった。また最近の入居事業の利用状況として、若いうちから利用、体験をすることによって、ご本人、ご家族が早くから将来の生活について考えるきっかけづくりをされているように感じられる。グループホームの形態、望まれる生活スタイルを掛け合わせると幾通りにもなるが、どうすれば法人がもつ力の中で希望に近いものが提供できるかの情報を集め、近い将来必ず行う次事業所の設置イメージを膨らませていく。

2025年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

法人本部事業計画

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 名称及び名称

久松共働センター	就労継続支援 B 型
久松共働センター	生活介護
久松共働センター	特定相談支援事業
久松共働センター	障害児相談支援事業
サニーふれいす	放課後等デイサービス
サニーふれいす	児童発達支援
福山共働センター	就労継続支援 B 型
福山共働センター	生活介護
宇宙（そら）	共同生活援助事業
宇宙（そら）	短期入所事業

(3) 管理者

占部 幸一 以下 2 事業所管轄

久松共働センター	就労継続支援 B 型
久松共働センター	生活介護

松山 健 以下 4 事業所管轄

久松共働センター	特定相談支援事業
久松共働センター	障害児相談支援事業
宇宙（そら）	共同生活援助事業（グループホーム）
宇宙（そら）	短期入所事業

小林 晃子 以下 2 事業管轄

サニーふれいす	放課後等デイサービス
サニーふれいす	児童発達支援

小池 政代 以下 2 事業所管轄

福山共働センター	就労継続支援 B 型
----------	------------

福山共働センター 生活介護

松石 洋明

法人本部 事務長（総務・経理担当）

（４）法人本部所在地

福山市久松台３丁目１番３９号

２．役員・評議員の状況

（役員） 理事６名 監事２名

理事長 松山 健

理 事 松山 健

平岡 浩

占部 幸一

鈴木 光

渡邊 哲博

角川 克己

監 事 江草 克己

井原 俊博

（評議員） ７名

野村 守

広川 昌彦

三島 麗子

高橋 宏治

品川 裕見子

丸尾 富美子

藤原 大輔

３．行事等実施計画

令和７年 ６月 理事会

決算報告・役員等改選

評議員会

1 1 月 理事会

上半期収支報告・補正予算

評議員会

令和 8 年 3 月 理事会

事業計画・次年度予算審議

評議員会

※理事会・評議員会は必要に応じて都度開催する

(研修等)

理事等研修会・監事等研修会・評議員等研修会

広島県社会福祉法人経営者協議会 総会・定例会参加

広島県社会福祉法人経営青年会 総会・定例会参加

以上

2025（令和 7）年度 社会福祉法人共働福祉会
久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいす

放課後等デイサービス

児童発達支援 2 事業合計 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
看護師	1 人	生活支援員	18 人（内 1 人兼務）
調理員	1 人（兼務）	医師	1 人（嘱託）

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
生活支援員	1 人	職業指導員	6 人（内 1 人兼務）
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人（兼務）
医師	1 人（嘱託）		

・放課後等デイサービス・児童発達支援

管理者	1 人（兼務）	児童発達支援管理責任者	1 人（兼務）
保育士・児童指導員等	6 人（内 1 人兼務）	医師	1 人（嘱託）

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人（兼務）	相談支援専門員	1 人（専任）
		相談支援専門員	1 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2025 年 4 月 1 日
事業完了	2026 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス・児童発達支援

新規事業の児童発達支援事業は前年度2名の利用があった。この利用児童が保育所の集団活動では対応が難しく、「少人数」「個別での対応」の方が大切であると感じ活動を展開した。このことから、みつばちの役割は保育所との並行利用ができる、個別対応ができる事業所であるとし、今後も「少人数」「個別」に重点をおいた支援を行いたい。

放課後等デイサービスは 今までの室内での創作活動・運動などに加え、家族からの要望が多かった「交通ルールを理解してほしい」「しっかり身体を動かしてほしい」「ルールのあるゲームをしてほしい」などを目的に、近隣の公園に行く機会を増やしている。近隣の住民や高校生に挨拶をする機会も増え、社会参加の第一歩としてとらえている。

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者ならびに保護者の支援に関すること

(4) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ②支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨
- ③各種相談に対する助言・対応

3. 作業・活動内容

・生活介護

- ①菓子箱折り
- ②梱包
- ③ネジ・ワッシャー袋詰め
- ④置き菓子配達

⑤染物・ワークショップ

・就労継続支援B型

- ①乾燥野菜・その他食品の袋詰め
- ②オリジナル餃子“ふくのやま餃子”の製造・販売
- ③飲料自動販売機の商品充填・管理
- ④獣害対策用ワイヤーネットの設置
- ⑤書類の封入
- ⑥菓子箱折り

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は可能な際に別で行う）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援B型

9：45	開所	
10：00～10：10	朝の会	
10：10～12：00	作業・活動	
12：00～13：00	休憩	
13：00～15：00	作業・活動	
15：00～15：15	休憩	
15：15～15：40	作業・活動	掃除
15：40～15：45	終わりの会	
15：45～	送迎車 乗車	
16：00～	帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9：00	開所 順次来所	
10：00～10：10	朝の会	
10：10～12：00	活動	
12：00～13：00	昼食・休憩	
13：00～15：00	活動	
15：00～15：15	休憩	
15：15～16：15	活動	
16：15～16：30	帰る準備 おわりの会	
16：30～	送迎車 乗車・出発	

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14：00～	順次来所 活動（自由遊び） 迎え（各学校へ）
15：45～	はじまりの会
15：50～16：45	活動
16：45～17：00	帰る準備 おわりの会
17：00～	帰路出発

○児童発達支援事業

9：45～	開所
10：30	始まりの会
10：30～12：00	活動
12：00～13：00	昼食・休憩
13：00～13：20	活動
13：20～13：30	帰る準備 おわりの会
13：30～	帰路出発

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

2025（令和 7）年度 社会福祉法人共働福祉会 福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

2. 利用定員

生活介護	14 人
就労継続支援 B 型	20 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人
看護師	1 人（兼務）	生活支援員	8 人
医師	1 人（嘱託）		

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
生活支援員	1 人	職業指導員	4 人
目標工賃達成職員	1 人	医師	1 人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	令和 7 年 4 月 1 日
事業完了	令和 8 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年 2 回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年 2 回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続

的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。

- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ①キットBOXの袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他受注作業

(2) 就労継続支援B型

- ①軍手の検査・結束等
- ②作業ベルトの金具、タグ付け・まとめ等
- ③無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ④その他受注作業

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（5月、1月）

9. 日 課

9：45 ～	開所
9：45～10：00	朝の会
10：00～11：00	作業・活動
11：00～11：15	休憩
11：15～12：00	作業・活動
12：00～13：00	休憩
13：00～14：30	作業・活動
14：30～14：45	休憩
14：45～15：30	作業・活動
15：30～16：00	清掃・終わりの会
16：00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

2025（令和 7）年度 社会福祉法人共働福祉会
共同生活援助 短期入所 ^{そら}宇宙 事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- | | |
|----------|-----|
| ・ 共同生活援助 | 8 人 |
| ・ 短期入所 | 2 人 |

3. 職員数

・ 共同生活援助 短期入所

- | | |
|-----------|----------|
| 管理者 | 1 人（兼務） |
| サービス管理責任者 | 1 人（兼務） |
| 生活支援員 | 10 人（兼務） |
| 世話人 | 10 人（兼務） |

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2025 年 4 月 1 日

事業完了 2026 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 利用者の処遇

運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (3) 前 2 項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例」(平成 24 年 9 月 28 日条例第 40 号)を遵守し、事業を実施するものとする。

障害福祉のサービスの内容

(1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、援助
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

(2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

7. 日課

○共同生活援助・短期入所(平日)

7:00	起床・通所準備
8:00	朝食
9:30	通所送迎 乗車
	通所
16:10	通所送迎 降車
16:30	入浴・洗濯・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・洗濯・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

○共同生活援助・短期入所(休日)

7:00	起床
8:00	朝食
9:30	掃除・洗濯 余暇
12:00	昼食 余暇
16:30	入浴・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

8. 資金計画

別紙収支予算書のとおり